別記第五号様式中「第二条第四項」を「第二十八条第四項」に改め、同様式を別記第八号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第九号様式（第二十八条第五項関係）（Ａ４）

［工事に係る建築物について容積率に係る許可・認定等を受けている場合はその許可・認定等に係る事項］
［地震に対する安全性の向上を目的としない工事の有無］
［工事により容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ない理由］

第十号様式（第二十八条第六項関係）（Ａ４）

［工事に係る建築物について建ぺい率に係る許可・認定等を受けている場合はその許可・認定等に係る事項］
［地震に対する安全性の向上を目的としない工事の有無］
［工事により建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ない理由］

別記第四号様式中「第二条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同様式２中「第八条第三項第三号」を「第十七条第三項第三号」に改め、同様式を別記第七号様式とする。

別記第三号様式を次のように改め、同様式を別記第六号様式とする。

第六号様式（第二十八条第二号、第三十三条第二項第一号及び第三十七条第一項関係）（Ａ４）

木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用した建築物の木造の構造部分の状況

［欠込みの有無］
［筋かいの端部の柱又ははりその他の横架材との緊結の状態］
［継手又は仕口の緊結の状態］
［防腐のための措置又は白蟻その他の虫による害を防ぐための措置の内容］

別記第二号様式中「第二条第一項」を「第二十八条第一項及び第二項」に改め、同様式第一面中「第８条第１項」を「第17条第１項」に改め、同様式第三面中屋根ふき材、内装材料、外装材その他これらに類する建築物の部分若しくは広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの（以下「屋根ふき材等」という。）、屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するもの、給水、排水その他の配管設備又は冷却塔設備の構造耐力上主要な部分若しくは支持構造部との緊結方法又は支持構造部の構造耐力上主要な部分との緊結方法の欄及びエレベーターの補強方法の欄を削り、同様式を別記第五号様式とする。

別記第一号様式中「第一条」を「第二十七条」に改め、同様式表面中「第７条第５項」を「第15条第５項において準用する同法第13条第２項」に改め、同様式裏面を次のように改め、同様式を別記第四号様式とする。

（裏）

建築物の耐震改修の促進に関する法律抜粋

第13条　所管行政庁は、第８条第１項並びに前条第２項及び第３項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第７条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第15条　４　所管行政庁は、前２項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

５　第13条第１項ただし書、第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第44条　第13条第１項、第15条第４項又は第27条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

別記第四号様式の前に次の二様式を加える。

第一号様式（第五条第三項関係）（Ａ４）

（第一面）

耐震診断の結果の報告書

年　月　日

所管行政庁　殿

報告者の住所又は主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第７条の規定に基づき、建築物の耐震診断の結果について報告します。

この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。